

4 その他重要事項

(1) ご契約時にご注意いただきたいこと

- ① 保険金のお支払いとなる場合 本資料本文をご参照ください
- ② 保険金のお支払いとならない主な場合 本資料本文をご参照ください
- ③ 保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上火災保険株式会社も加入しております。
 - ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
 - ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(2) ご契約後にご注意いただきたいこと

- ・ご契約内容が変更となる場合には必ず日貨協連KIT・情報化委員会経由で取扱代理店または引受保険会社まで事前にご連絡ください。ご連絡がないと保険金がお支払いできない場合があります。

(3) 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと

- ・事故が発生した場合には、直ちに日貨協連 KIT・情報化委員会経由で取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。ご連絡のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(4) 取扱代理店の権限

- ・取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の委託管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

このチラシは日貨協連KIT運送代金補償(取引信用保険)の概要を説明した資料です。ご加入の内容は、取引信用保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は取引信用保険普通保険約款および特約をご確認ください。

ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

日本貨物運送協同組合連合会

取扱代理店

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5(全日本トラック総合会館9階)
TEL: 03-3355-2035 / FAX: 03-3355-2037

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第二部第一課

引受保険会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL: 03-3259-3358 / FAX: 03-3259-7639

KIT事業に参加のみなさまへ

2019年度版

取引信用保険

KIT運送代金補償のご説明

日本貨物運送協同組合連合会

KIT・情報化委員会

KIT運送代金補償(取引信用保険)の概要

この補償制度は、協同組合連合会もしくは協同組合(以下、「組合」といいます。)に属するWebKIT事業に登録・参加する組合員(以下、「債務者」といいます。)が、

1

法的な倒産状態(破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立、会社更生手続開始の申立等)により、WebKIT運賃債務を履行しない場合

2

組合へのWebKIT運賃債務の履行について1ヶ月以上の遅延が発生し、引受保険会社が債務の履行見込みが無いと判断したとき

上述の2ケースが発生した場合に、

引受保険会社が組合(『遅延』もしくは『倒産』した債務者が所属する組合)に保険金をお支払いします。

取扱代理店 : 日本貨物運送協同組合連合会

引受保険会社 : 三井住友海上火災保険株式会社

1 KIT運送代金補償(取引信用保険)の契約の仕組み

(1) 保険契約者／被保険者

- 日貨協連 KIT・情報化委員会が契約者となり、WebKIT事業に参加している組合が被保険者(保険金を受け取る方)となります。

(2) 支払限度額

- 1社につき : 上限1,000万円と上限1,500万円の選択制
- 1契約年度につき : (年間)1億円
 - 実際にお支払する保険金額は、組合が債務者に対して有する未回収債権額から、組合が債務者に対して負う債務の額と債務者からの回収金を控除した残額とします。
 - 1社あたりの支払限度額については、複数の組合が同一の債務者に対して債権を有する場合も、その債権額を合算し、選択した支払限度額が上限となります。

(3) 保険期間

- 4月1日～翌年の3月31日までの1年間となります。
(保険期間の途中でWebKIT事業に参加された場合は、日貨協連 KIT・情報化委員会へ手続きを行った日(日貨協連 KIT・情報化委員会にて追加書類受領時に受領日以降で指定された追加日)から3月31日までの短期契約となります。)

(4) 保険料(年間)

支払限度額1,000万円の場合 1利用事業者につき:6,000円

支払限度額1,500万円の場合 1利用事業者につき:8,400円

中途加入および期中での増額の場合 日割計算となります
※ うるう年の場合は計算が異なります

例① 追加日8月15日で中途加入の場合(支払限度額1,500万円の場合)
8,400円 × 229日 ÷ 365日 = 5,270円(円位四捨五入)

例② 追加日10月1日で支払限度額1500万円へ増額した場合
(8,400円 - 6,000円) × 182日 ÷ 365日 = 1,200円(円位四捨五入)

中途脱退および期中での減額の場合 保険料の返戻はありません。

 当該制度の損害率(受取保険金÷支払保険料)に応じて、保険条件を見直すことがありますので、ご注意ください。

(5) 本保険の対象となる債権

- 本保険の対象になる債権は、債務者がWebKIT事業を利用したことに伴い組合が取得した債務者に対する運送代金の精算に関する代金請求権およびその支払のために取得した手形上の請求権です。
- 本債権は、保険期間中に組合が有する債権に限られ、保険期間中に事故が発生した場合に限り保険金をお支払いします。

※ 保険金のお支払時期は、全ての保険金請求書類等のご提出後、引受保険会社の精査をへて原則的に約1ヶ月となります。

2 保険金をお支払いする場合

次の場合に事故が発生したものとし、保険金をお支払いします。

次のいずれかの場合において当該債務者が債務を履行しない場合。

- ① 債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始または特別清算の開始の申立があった場合。
- ② 債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- ③ 債務者の財産につき強制換価手続が開始された場合、仮差押命令が発せられた場合または保全差押えとしての通知が発せられたとき。
- ④ 債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をした場合または財産の分離の請求がなされた場合。
- ⑤ 債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後1年間を経過しても当該債務者の生存が確かめられない場合。

債務者がその債務の支払期日から起算して1ヶ月間を経過しても当該債務を履行しない場合において引受保険会社が当該債務につき履行の見込みがないと判断したとき。

※ 履行不能の判断

組合がその債務者に対して確定日付のある内容証明郵便で普通保険約款第22条(債務不履行の通知)(1)に規定する履行の督促を行い期限の利益を喪失させている場合に、引受保険会社が次の事由への該当状況を勘案してその債務者に債務の履行能力が無いと判断することをいいます。

- ① 債務者が破産法第15条または第16条の破産手続開始の原因に該当していること
- ② 債務者が営業を停止し、かつ、今後も営業を再開する見込みがないこと
- ③ 私的整理の場合は、債権者集会の開催等、手続きの開始が客観的に確認されること

3 保険金のお支払いとならない主な場合

次のいずれかに該当する損害につきましても、保険金支払の対象になりませんのでご注意ください。

- 1 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- 2 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- 3 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- 4 被保険者が未成年者その他の無能力者とWebKIT事業運営規程を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受けるときまでの間に生じた損害
- 5 被保険者が、債務者が債務を履行していないことを知りながら、当該債務者と締結したWebKIT事業運営規程について生じた損害
- 6 被保険者が、保険事故に該当することを知りながら、当該債務者と締結したWebKIT事業運営規程について生じた損害

債務の支払期日から起算して1ヶ月間を経過しても当該債務を履行しない債務者に対して、この期間を経過した日の翌日以降に新たに商品を引き渡したことによって生じた損害

